

第1章 計画の概要

1. 策定にあたって

すべての人々は文化的な生活を営む権利を持っています。そして文化芸術は人々の自己認識の基点となり、人々の創造性を育み、心をつなぎ、豊かで活力ある社会形成に重要な意義を持っています。

こうしたことから国においては、平成13年12月、文化芸術振興基本法を制定し、文化芸術の振興に当たる基本理念を明らかにするとともに、文化芸術振興施策の総合的な推進や、地方公共団体の文化行政における役割・責務を明文化しました。

本市においては法の制定を受け、本市の優れた文化芸術の振興を目的に、本市の素晴らしい文化資源を活用し郷土理解・郷土愛を育み、全市民が宇都宮市民としての誇りを持ち、文化的で、豊かな社会生活をおくれるよう、本市の実情にあわせ、文化施策を総合的・計画的に推進するため、平成18年3月に「宇都宮市文化振興基本計画」を策定し、計画を推進してきました。

こうした中、「心の豊かさ」を重視する傾向が年々強まり、文化による地域社会の活性化への期待が高まるとともに、少子高齢化や市町合併などの社会状況の変化に伴い、文化芸術活動の担い手の育成強化や多様な地域文化の継承・活性化などに的確に対応していくことが必要となってきたことから、計画の進捗状況を踏まえ、より効果的な文化施策が展開できるよう、「宇都宮市文化振興基本計画」を改訂いたしました。

2. 文化芸術振興の意義

本市の文化芸術はこれまで、主に個々人の自己実現や、生活の質の向上という観点から語られてきました。しかしながら、渡辺貞夫の出身地である宇都宮で「ジャズ」を根付かせようという機運の盛り上がりから、「ジャズ」を通じたまちづくりが展開されるなど、文化が「個人」という「点」から「まちづくり」という「面」へと広がり、ついには観光資源としてまちの都市ブランドになってきた経緯があります。

また、平成19年2月の文化審議会答申「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて」において、「文化芸術は人間相互の連帯感を生み出し、共に生きる社会の基盤を形成するもの」また「より質の

高い経済活動を実現するもの」などとされており、今後文化が社会全体に及ぼす影響力の大きさについて言及しています。

今後本市においては、積極的に文化施策を進め市民の誇りとなる文化芸術の振興を実現し、都市や人の魅力を高め、住んでみたい、住み続けたいと思われる活力ある都市を次代に引き継ぐことが大変重要です。

本市では更に「地域文化で日本を元気にしよう！」（平成17年2月文化審議会文化政策部会報告書）を基本に文化を以下のとおり位置づけています。

■ 人間にとっての意義

- ① 文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし人生を豊かにするとともに、豊かな人間性を涵養し、創造性を育むものです。
- ② 真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものです。
- ③ 豊かで美しい自然の中で育まれてきた文化は、人間の感性を育てるものです。

■ 社会にとっての意義・効果

- ① 文化は、他者に共感する心を通じて、人と人とを結び付け、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、人間が協働し、共生する社会の基盤となるものです。
- ② 地域の祭りや行事、歴史的な建造物や街並み、地域に根ざした文化芸術活動は、郷土への誇りや愛着を深め、住民共通のよりどころとなり、地域社会の連帯感を強めるものです。

■ 地域を活性化させる文化

長年にわたり培われてきた伝統文化や文化芸術活動は、その地域内外の人々を魅了する力があります。

また、文化には、人々に元気を与え地域社会を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力があり、文化芸術以外にも様々な分野の活性化にも貢献できるものです。

- ① 文化芸術活動は、文化施設の利用や文化財の保存と活用による消費の拡大、観光等による交流人口増大等のように地域経済に対して経済波及効果をもたらすと言われていています。
- ② 歴史的建造物や街並み、伝統文化など地域の特色ある文化資源は魅力ある観光資源として重要であり、地域の魅力を高め、国内外に発信することができるものです。
- ③ 「文化力」を高めることは、教育や福祉などの分野に対しても効

果が期待できます。たとえば、学校分野では、子どもたちが本物の文化芸術に触れ、日ごろ味わえない感動や刺激を直接体験することにより、豊かな人間性と創造性を育むことにつながります。

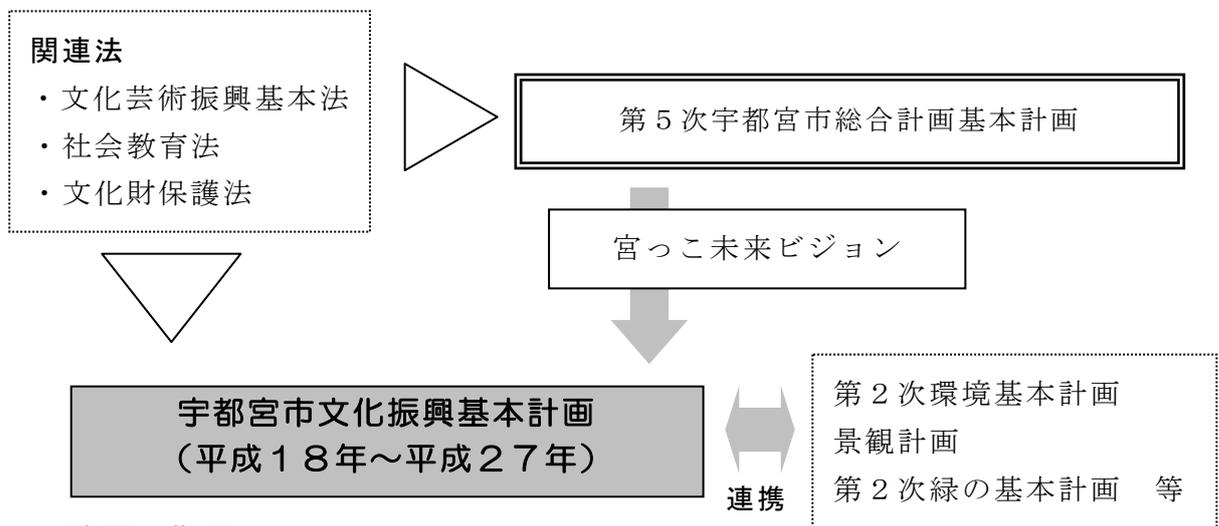
また、高齢者にとっても、大声を出して歌うことや、舞踊や演劇等を通じて身体を動かすことは、心身の健康の維持や増進に効果があるとされています。

※「地域文化で日本を元気にしよう！」平成17年2月文化審議会文化政策部会報告書引用

3. 計画の位置付け

本計画は、文化施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針を示したものであり、次のような性格を有しています。

- (1) 文化芸術振興基本法で明らかにされた、文化芸術の振興についての基本理念や基本的施策を踏まえた計画です。
- (2) 第5次宇都宮市総合計画基本計画の分野別計画「市民の学ぶ意欲と豊かなこころを育むために」の「個性的な市民文化・都市文化を創造する」に関する計画です。
- (3) 教育全般の指針となる「宮っこ^(注)未来ビジョン」における文化振興分野の個別計画です。
- (4) 「第2次宇都宮市環境基本計画」や「宇都宮市景観計画」, 「第2次宇都宮市緑の基本計画」など、関連する計画と連携した計画です。



4. 計画の期間

平成18年度から平成27年度までの10か年計画とし、必要に応じ、随時見直すものとします。

注：宇都宮の子どもから大人までを対象とした施策や事業は「宮っこ」, 子どものみを対象としたものについては「宮っ子」としています。